

平成 2 8 年 1 1 月

南大隅町農業委員会

定例総会 議事録

平成 28 年 1 1 月 2 5 日 (金曜日)

平成28年11月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成28年11月25日(金曜日) 午前9時00分～午前10時05分

2 開催場所 南大隅町佐多支所会議室

3 (1) 出席委員(18人)

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	7番	半 田 太 志
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 己
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	15番	持 留 志 保 子
〃	16番	松 山 正 広
〃	17番	富 田 良 成
〃	18番	竹 之 内 勝 男
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美

事務局主幹 戸島 和則

事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第90号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第91号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第92号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定について

6 会議の概要

議 長： ただいまから、平成 28 年 11 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 18 名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、6 番の横原委員と 7 番の半田委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議 長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 90 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 2 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 3 条の許可申請、2 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 90 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお
願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 2 番： 12 番、溝田です。

議 長： 12 番、溝田委員。

1 2 番： 現地の状況を報告します。当該農地は〇〇〇の〇〇集落内にあります。11 月 21 日に
譲受人と現地を調査しております。〇〇の〇〇〇から〇〇〇に向かう町道から〇〇〇に
抜ける道がありますが、その途中に畑があります。西側が宅地、東・南側が道路、北側
に畑があります。現在、何も作付けされていませんが、耕耘すればすぐにでも畑として
復旧は可能です。調査の意見として、譲渡人が現在、〇〇在住であり、また、高齢で本
町に帰る意思がないということで、今回あっせん申し出があり譲受人が〇〇〇に土地を
探しているということもあり、今回の所有権移転となりました。譲受人は〇〇〇を営ん
でおり、この土地を求め土地利用調整など協力するということから問題はないと考えま
す。以上です。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入りますが、〇番、〇〇委員に関する議
題の提出がございました。よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制
限により退席していただきます。

(〇〇委員 退席)

議 長： ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 90 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 90 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

(〇〇委員 着席)

議 長： 次に、議案第 90 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 90 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

15 番： 15 番、持留です。

議 長： 15 番、持留委員。

15 番： 現地の状況は、地図を見ていただければ、〇〇〇より南側に 500m 程行き、中道を西に 400m 程行った北側にあるハウスでございます。西側は〇〇氏のハウスで、東側は〇〇氏の水田となっております。今回、北側のハウスは建て替えをされて、パプリカとピーマンが植えつけられております。調査の意見としましては、同居人の〇〇氏が高齢となり、譲渡人の孫にあたることもあり、新規就農者として経営を開始するにあたり、所有権の移転となったところです。譲受人も近隣の農業青年の集まりにも積極的に参加しており、周辺の農地の効率的に活用するものと考えられますので、問題はないかと思われれます。皆様の審議をよろしくお願ひします。以上です。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 90 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 90 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 91 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利

用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 8 ページの議案第 91 号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明しますが、集計表の差し替えをお配りしていると思いますが、修正内容は、期間の一番下になりますが、終期が差し替え前、38 年 12 月 31 日が 38 年 12 月 30 日に訂正となっております。議案作成時に公社の方に確認したのですが、公社から修正依頼がございまして、一日早める、きっちり 10 年間にするというところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

(議案第 91 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

1 3 番： よろしいですか。

議 長： 13 番、野村委員。

1 3 番： 14 ページですが、1 反当たり物納となっておりますが、これでいきますと、〇〇〇地区で反当 10,000 円となっております。1 反 3 畝から 1 反 4 畝と 1 反を超えるわけですが、米 1 俵が 6・7 千円というところですが、こんなものでいっているのですかね。

事務局： これは当事者間の話し合いで、今までの物納なり賃借料で行くということにしてあるそうです。変えるということも可能でしょうが、取りあえずは今までの賃借料でということでございます。

事務局： 10,000 円で設定されているところですが、この中には地域の草払い等の分も含む形で 10,000 円に設定されております。その部分が 3,000 円なのか 3,500 円なのか把握はしておりませんが、そういったものを賃借料の中に含めて契約し、それから 3,000 円なり 3,500 円なりを耕作者の方に返ってくるという形をとられているということです。地域の土手払いなどの出役金が含まれているということを聞いております。

1 3 番： 今の物納に関しては、多めに支払っている方もおられると思いますが、そうすれば若干安いかなと感じたところです。

議 長： 米 1 俵の表現が、今のバインダー袋なのか昔の俵 1 俵なのかということだと思いますが。袋 1 俵だったら 6,000 円程度ですよ。

事務局： 米につきましては、最初、金額による設定という話しもあったわけですが、どうしても地権者の希望によりまして、米になったというところです。

事務局： 最初で統一できればいいのですが、取りあえずは農地中間管理事業を入れるということで貸し手、借り手の間でスムーズに行くように、現状を引き継いで、次の期間からは新たな話し合いがなされるのではないかと考えております。

11番： よろしいですか。

議長： 11番、田中委員。

11番： 今話が出たのでお聞きしたいのですが、公社との契約で物納となっているが、普通に考えれば借り主が公社に振り込んで、それが地主さんに公社から支払うというのが普通だと思いますが、物納の場合は直接行くわけですね。公社は通らないわけですね。しかし、契約は公社としなければいけないわけですよね。貸し主、借り主双方の話し合いで決まっているのですが、間に公社が入るのに、何か契約上、耕作の契約で米1俵、公社が間に入ってやり取りするのかと、今後もこのようなことがあると思われませんが、米1俵を金額換算していった方がスムーズだと思います。それは貸し主、借り主との話し合いでできないだろうとは思いますが、契約をこうして交わしているのだから、そのようなことでいいのだろうかと思ったものですから。

事務局： 貸し主は公社となって貸すわけですよね。その賃借料は金額じゃなくて現物米1俵という契約になるのだと思います。公社が米を渡すのではなく、そこは借りた人が渡すと。

11番： しかし、これで行けば公社がということになりますよね。

議長： まあ、表現としてですね。金銭的に表現すれば問題ないと。

11番： 今後もあると思いますが、出来るのであれば金額換算して、金額でうたう方がスムーズなのかなと思ったものですから。

5番： 5番、田淵です。

議長： 5番、田淵委員。

5番： 今の関連ですが、金額的にはそれぞれあると思うのですが、田んぼも一律でなくて、場所の悪いところも借りてもらっている負面的な部分もあるでしょうし、それから貸している方はお金が貰えるよりも、自分の田んぼでできたお米、自分で作っていた田んぼを貸すわけですから、お金よりはという人もいるわけです。だから、一律というのもですが、これはこのままでいいのではと思います。

議長： いろいろな意見が出ましたが、事務局も私も勉強したいと思いますが、他にございませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第91号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第91号は計画のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第92号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 21 ページの議案第 92 号の議案書をご覧ください。町長より農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。資料については別冊でございますが、内容の説明については、経済課今別府係長の方で行いますのでよろしくお願いします。

(農用地利用集積計画の内容を説明)

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局、担当者から説明がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

17番： はい。

議長： 17番、富田委員。

17番： これと直接関係があるかと思いますが、新規就農者が帰って来られます。Iターンでも来られます。その方々の住むところ住宅ですね、それをこのような文言で入れられないかと思いました。先ほどの〇〇君もいるわけですが、やはり住むところ、祖父と一緒に住んでおられます。食べる物も違うと祖母の方も考えておられます。それと他の方も地元に戻ってきたが住むところがない、住宅がないということを知りました。そのようなものもこれに少しでも文言として入れられないかどうなのか、お聞きしたいです。

事務局： 新規就農の関係は、経済課でも相談を受けますが、その中に住宅の斡旋を必要とするかどうかということを入れております。新規就農の場合は、そのような個表を基に対応をします。

17番： この中に入れられればと思います。

事務局： おっしゃる通り、第一次産業の住宅は、色々ありますので、考えていかなければと思っております。経済課としてですね。

17番： 議会でも出ましたが、何年か住んだらその方に譲るとか、そういうことまで新規の人にはPR出来ないかなと思ったものですから。

事務局： 住宅関係をこれに入れるというのはどうですか。

経済課担当： ちょっと。

17番： ちょっと違うかもしれないが、新規の方々にはそこまでしてあげないと。住むところがないと言われる方がいるものですから。

経済課担当： 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、農家、認定農業者、新規就農者向けということですが、第一次産業、農業、漁業、林業又は商工業を含めて、課長が申し上げましたとおり、定住促進と企画観光課と一体的に、本町に移住して来られる方、地元に残って頂ける方の施策は、どのような施策がいいのか現在、進めているところでもあります。この基本構想に乗せるかどうかということもですが、一体的に住宅支援については進めていけたらと考えております。

事務局： 確かに住宅関係、仕事関係は重要なことだと考えております。ただ、今、係長からありましたとおり、これは経営の目標を書くのもでありまして、そのための助成制度、経済課・農業委員会いろいろ持っておりますが、そのような助成制度はまた、別に整理させていただきたいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

議長： 他にございませんか。

14番： よろしいですか。

議長： はい、武田委員。

14番： これは基本的な考え方だと思いますが、今、富田委員から住むところの話が出たところですが、今朝、新規就農をしたいと相談を受けたところであるが、帰ってくるからと、だから住むところを見つけてくれないかと、相談を受けたわけですが、そのような場合、まず、帰ってきたら、南大隅町としてどのような助成をするよと、私の勉強不足かもしれないが、役場に行って聞いてください。といえはそれで終わりですが、ある程度そのあたりを農業委員とか地域の人たちにPRするような、概略説明ができるような物がほしいなと思ったりします。住宅を含めてですね。

事務局： そのような新規就農対策については、企画観光課の方で移住定住の窓口を一本化して作っております。また、助成制度については、年度初めに一枚のパンフレットにして全ての家庭にお配りしたところでもあります。やはり、移住定住の関係、新規就農の関係で希望のある方は企画観光課に問い合わせがあったり、経済課にも直接、来ていただいております。ですから、それはそれで体制は整っているのかとは考えております。いまお話を聞きますと、まだ、PRが少し足りないのかとは思っております。

14番： 皆さんに、回っているかもしれないが、これは関係ないと放置される方もいれば、一応、目を通さなければと思う方もいらっしゃる。しかし、具体的に土地を見つけてくれ、と言われたときに、誰が率先してするかということもあるから、出来れば経済課が中心だが、地域の人たちが、このような話があるが、どこか良い土地はないか、という内部的なものを話し合えるような、技連会というものもあるが、そのようなものがほしいと思ったところです。

事務局： 多分、経済課にも相談にいらしてるのではと思いますが。

14番： 今朝、私が聞いたのは別の人だと思いますが。とにかく、そういう人が今帰ってきたのだが、どのような施策があるのですか。と聞かれるのがあったりして、いつもそのようなパンフレットを手元に置いておかれる方はいいでしょうが、やはり、説明できないところがあり、その件は、経済課に行ってください、と高齢者の方にいうか、それでは分からないから、直接本人が来た方がいい、というのか、だから、そのようなチラシを作ってもらえば、それなりに、このような制度がある。このやり方がある。というのを、帰って来られる方に送付できる物があればいいかなと考えます。

17番： そのようなものが、この中にあれば、私のハウスにも来られます。どうこうと話しをすることで。このようなものがあれば、私どもも勉強不足ですが、これこれです。このようなものもあります。と、最終的には経済課や企画観光課に行ってみれば、と言えるのですが。

事務局： 経済課の主な事業は、先ほど説明しましたとおり年度初めに全戸に配っております。就農関係など網羅されていると思います。その他に、別に冊子にして作れと言われても、なかなか難しいところでもあります。

14番： 総会前に、これ（配布リーフレット）を見て思ったのですが、結局、我々が農地等を見るとき、これが分かっている方はいいのですが、分かってない人は違反転用となる。皆さんがこれを徹底すれば、違反転用というのはなくなる。新規就農を希望する人にこのようなもので説明できるものがあれば、子どもを連れてくる方とか単身で来られる方とか、いろいろあるから新規就農者が入ってきたときに、新規就農したが何も制度がないがどうすればいいか、という話で始まって、今、徐々に発展してきているところだが、そのあたりから、このようなものがあれば、ある程度、そのような人たちにも言えるし、また、自分の子どもがという場合にも、役場に行ってもらってきなさい。送ってください。と言えるものがあればいいと思います。

事務局： 先ほど説明しました、移住定住の総合窓口は企画観光課にありますから、そこに電話をしていただければ、それぞれの分野に割り振られます。また、それとは別にいろんな役場が持っている制度の周知方法も考えていかなければいけないと、今お話を聞きまして思いました。思いましたが、あくまでもこれは基本構想でございまして、これに全ての制度を掲載するととんでもないことになりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

議長： 大変貴重な意見が出ておりますが、他にございせんか。

議長： よろしいですか。それでは、採決をいたします。
議案第92号について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、議案第92号は承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議長： 次にその他の件について、委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成28年12月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員